

県 営 住 宅 小 規 模 修 繕 工 事 業 者 指 定 に 関 す る 協 定 書

区 分	県営住宅
工事内容	(1) 緊急に施工を要する工事
	(2) 1 件 5 0 万円未満の小規模修繕
工事種目	建築一般
協定期間	平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日

上記のことについて、鳥取県住宅供給公社（以下「甲」という。）と指定業者（以下「乙」という。）は甲の管理する県営住宅の修繕工事について、次のとおり協定する。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

甲 住 所 鳥取県鳥取市田園町四丁目 2 0 7 番地
氏 名 鳥取県住宅供給公社
理事長 尾 坂 英 己 印

乙 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

第1条 甲は、県営住宅に係る工事内容及び工事種目に記載する工事（以下「工事」という。）を施工する業者として乙を指定し、乙はこの指定を受けるものとする。

2 乙の指定を受ける団地及び工事種目は別記1のとおりとする。なお、担当団地は定めるが、各指定業者は相互連絡を取合い全団地に立入り協力しあうものとする。

3 乙は、修繕工事等について、履行するにあたり責任者、緊急連絡先を別記2のとおりとする。

第2条 甲は、乙に工事を発注するときは、乙に対して口頭により発注することがある。

2 乙は、前項の発注を受けたときは、遅滞なく工事を施工するものとする。この場合において、工事の施工が困難なときは直ちに申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第3条 乙は工事の施工に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施工方法、工事用材料の規格及び品質等について甲の指示に従うこと。

(2) 入居者及び第三者に対する危害防止に努めること。

(3) 甲及び管理人、入居者との相互連絡を密にすること。

(4) 電気、ガス又は水道を使用するときは、あらかじめ甲又は甲の指定する者、若しくは入居者の承諾を受けるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(5) 甲及び入居者並びに第三者の財産の毀損防止に努めること。

(6) 甲の指定業者である旨を明示すること。

(7) 労働者災害補償保険法以外の法定外保険等にも、必要に応じて加入すること。

(8) 工事は原則1ヶ月以内の完了を目処とし、完了までに1ヶ月以上の期間を要する場合は、甲に対してその旨を事前に報告すること。

(9) 毎月20日時点で修繕発注から1カ月経過したもので、未完了案件の進捗状況について、毎月25日までに報告すること。

第4条 乙は、工事を完了したときは、甲の検査又は確認を受けなければならない。

第5条 乙は、第4条の規定による確認を受けたときは、1ヶ月以内に甲指定の請求書に請求内訳書、工事写真を添付の上、甲に対し工事代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の工事代金の請求書を受理した日から50日以内に支払をするものとする。

第6条 乙は、乙の施工した工事について、工事の目的物の瑕疵と思われる連絡があった場合、補修又はこれに代えてその損害の賠償について甲と協議することとする。

第7条 乙は、工事の施工に際して、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは入居者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第8条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、この協定の存続期間満了前であっても、この協定を解除することができる。

(1) 甲の指示に従わず、工事を施工しないとき。

(2) 工事の施工が著しく不適當であると認められたとき。

(3) 一定の資格を必要とする業種につき、その資格を欠くこととなったとき。

(4) 鳥取県の入札参加資格を欠くこととなったとき。

(5) 前各号のほか乙がこの協定に違反したとき。

2 第1項により解除された場合、乙は甲に対しすみやかに工事費の清算を求めることができる。

- 3 乙は前項の規定により協定を解除された場合において甲に損害が生じた場合は、これを補償しなければならない。
- 4 第1項の規定により協定を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその責を負わない。
- 5 第1項に定める場合のほか、甲又は乙は2ヶ月前までに予告し、この協定を解除することができる。

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに甲に届け出なければならない。

- (1) 営業を廃止、又は休止しようとするとき。
- (2) 事務所を移転したとき。
- (3) 社名若しくは屋号を変更し、又は代表者に異動があったとき。
- (4) 後任を必要とする業種について当該公認を取り消されたとき。
- (5) 一定の資格を必要とする工事について有資格者に異動があったとき。
- (6) 別記2に記載された内容について変更があったとき。

第10条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

(別記 1)

番号	団 地 名	棟数	戸 数	摘 要
1	八幡	2	3 0	
2	福守第一	5	6 6	
3	福守第二	1	2 4	
4	和田	4	8 8	
5	上灘	2	3 2	
6	鴨川	3	6	

(別記 2)

1) 担当営業所連絡先

営 業 所 名	電 話 番 号	F A X 番 号

2) 県営住宅等修繕工事責任者

氏 名	役職名	携帯電話番号

3) 緊急修繕担当連絡先（土・日・休日・夜間等）

氏 名	職 名	携 帯 電 話 番 号

注) 緊急修繕担当者の欄は優先的に連絡を受け付ける者を上位に記入する。